

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 7 月 12 日（金）第 531 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（2件） (南薩地域振興局取扱い) 3
(北薩地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (税務課取扱い) 4
- 令和6年度林業種苗生産事業者講習会開催公告 (森林経営課取扱い) 4
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 6

労 働 委 員 会 告 示

- 鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示 (労働委員会事務局取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第534号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5425号	有限会社岡部農園 出水市高尾野町大久保 2370番地	種穂の採取 幼苗の育成	有限会社岡部農園 出水市高尾野町大久保 2370番地

鹿児島県告示第535号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

県全域

(2) 期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，始良市，薩摩郡，出水郡，始良郡，曾於郡，肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部島の区域を除く。）の区域	奄美市，鹿児島郡，熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域
--	----------------------------------

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1 の(1)に掲げる区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から 2 週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

鹿児島県告示第 536 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

曾於市大隅町須田木字八反 793 番 2，793 番 22，793 番 23，字川路山 839 番

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 537 号

令和 5 年 9 月 5 日鹿児島県告示第 679 号（以下「告示第 679 号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので，森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により，その通知の内容を霧島市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
野間薫	霧島市溝辺町有川字山神平2739番2	告示第679号の変更後の 指定施業要件のとおり
鎌田松彦	霧島市溝辺町有川字山神平2739番10	
松元誠	霧島市溝辺町有川字山神平2739番13	
竹ノ内静子	霧島市溝辺町有川字山神平2739番14, 2739番15	
竹ノ内悟	霧島市溝辺町有川字山神平2739番16, 2739番17	
竹ノ内勝紀	霧島市溝辺町有川字川平2740番10	
野間久雄	霧島市溝辺町有川字川平2741番4	

鹿児島県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業農村整備（集落基盤再編型）（旧：農村振興総合整備事業（農村基盤整備））（農業用排水施設整備、農道整備、農用地利用保全及び区画整理）末吉地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 6 年 7 月 16 日から同年 8 月 13 日まで
- 縦覧場所
曾於市役所耕地林務課

鹿児島県告示第539号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 作業の種類 公共測量（写真測量による数値地形図作成）
- 作業の期間 令和 6 年 6 月 19 日から同年 10 月 31 日まで
- 作業の地域 南種子町荃永地内

南薩地域振興局告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

南薩地域振興局長 末吉龍一郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉作業所しゅこう	南九州市知覧町 塩屋19020番地	特定非営利活動 法人薩摩之國	南九州市知覧町 塩屋19020番地	大隣 秀雄	令和 6 年 6 月 30 日	就労継続 支援 B 型

北薩地域振興局告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 7 月 12 日

北薩地域振興局長 北 菌 育 子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あかね寮	薩摩郡さつま町 船木34番地	医療法人博仁会	薩摩郡さつま町 船木34番地	新門 弘人	令和 6 年 6 月 30 日	共同生活 援助

大隅地域振興局告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 7 月 12 日

大隅地域振興局長 永 野 義 人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 まめのはっぱ	鹿屋市笠之原町 2446-1	まるせ株式会社	鹿屋市笠之原町 18番26号	瀬脇まり子	令和 6 年 4 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（軽油引取税，産業廃棄物税及び核燃料税の電子化対応に係る税務総合システム改修業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 6 年 5 月 2 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社九州南部公共ビジネス部
鹿児島市高麗町43番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
42,570,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 2 号該当

令和 6 年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定により、令和 6 年度林業種苗生産事

業者講習会を次のとおり開催する。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開催日時

令和 6 年 9 月 11 日 (水) 午前 10 時から午後 5 時まで

2 開催場所

カクイックス交流センター (かごしま県民交流センター) 東棟 3 階中研修室第 2 (鹿児島市山下町 14 番 50 号)

3 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2 時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2 時間
種苗の生産技術に関する事項	2 時間

4 受講資格

制限はない。

5 講習手数料

14,000 円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申込書

イ 写真 (受講申込み前 6 月以内に撮影した縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルの脱帽正面上半身像のもの)

ウ 講習手数料 (14,000 円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。)

なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課 (県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577))

7 提出書類等の受付期間

令和 6 年 7 月 12 日 (金) から同年 8 月 20 日 (火) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 6 年 8 月 20 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講申込書の用紙の交付

受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課 (電話 099-286-2111 内線 3361)、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市国分下井字塩濱3215番3, 3219番, 3225番2, 3225番5及び3225番6の一部並びに
宇上塩濱3247番1, 3247番2, 3248番1, 3249番1, 3250番1, 3250番2, 3261番1, 3262
番, 3263番1, 3265番1, 3265番2, 3265番3及び3275番4の一部

2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 霧島市国分下井字塩濱3215番3の一部, 3219番の一部, 3225番2の一部, 3225番5
及び3225番6の一部並びに宇上塩濱3247番1の一部, 3247番2の一部, 3248番1の一
部, 3249番1の一部, 3250番1の一部, 3265番1の一部及び3275番4の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分敷根151番地
株式会社霧島地所
代表取締役 鎌田安典

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により, 物品等の購入について,
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和6年7月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
空港用化学消防車 1台
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下
「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された
者であつて, 当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者で
あること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿
児島県告示第416号)第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法, 時期, 場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは, 次に掲げるところにより, 資格
審査要綱に基づく知事の資格審査を受け, 入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類
を添付して, 直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年
法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特
定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出
するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年7月12日から同年8月2日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和6年8月28日午前10時30分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年8月28日午前11時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
 - (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- #### 13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

14 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Airfield Rescue Fire Fighting Vehicle:1
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:30 a.m. 28 August 2024

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3828

FAX 099-286-5643

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第 2 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 12 日

鹿児島県労働委員会会長

采女博文

あっせん員候補者名簿

氏 名	職 業 等	委嘱年月日
采女 博文	現 鹿児島大学名誉教授	平成27. 7. 14
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
古川 仲二	元 鹿児島県教育長	令和 6. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
畑井 清隆	現 志學館大学教授	令和 6. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
保澤 享平	現 弁護士	令和 6. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
笹川 理子	現 弁護士	令和 6. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
下町 和三	現 連合鹿児島会長	平成30. 7. 2
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
木佐貫 美保	現 U Aゼンセンイケダバン労働組合中央執行書記長	令和 2. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
岡 良二	現 私鉄総連鹿児島県連絡協議会議長	令和 4. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
片野坂 昭彦	現 自治労鹿児島県本部副執行委員長	令和 4. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
眞下 浩一	現 U Aゼンセン鹿児島県支部長	令和 6. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会労働者委員	
濱上 剛一郎	現 鹿児島県経営者協会専務理事	平成30. 7. 2
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
水淵 大作	現 水淵電機株式会社代表取締役社長	令和 2. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
吉田 健朗	現 株式会社南日本総合サービス代表取締役社長	令和 4. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
竹之内 日出晴	現 株式会社共進組代表取締役社長	令和 6. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
宮之原 美香	現 株式会社清友専務取締役	令和 6. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
坂元 純一	現 鹿児島県労働委員会事務局長	令和 6. 4. 9

増田 彰一	現 鹿児島県労働委員会事務局総務課長	令和6.4.9
大重 英一郎	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	令和5.4.11